

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第 1 平成31年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 平成31年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	3
第 3 全国戦没者追悼式について -----	4
第 4 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	6
第 5 中国残留邦人等に対する支援について -----	8
第 6 遺骨収集等慰霊事業について -----	18
第 7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	20
第 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について -----	22
第 9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き簡素化について-----	29
第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	30
第11 援護システムの運用等について -----	31
第12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	33
第13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について -----	34

参 考 資 料 目 次

	頁
第 1 平成31年度予算案事項別内訳	(援 護 企 画 課) 35
第 2 昭和館について	(") 38
第 3 しょうけい館について	(") 39
第 4 中国残留邦人等の数	(中国残留邦人等支援室) 40
第 5 中国残留邦人等に対する支援策	(") 41
第 6 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）	(") 46
第 7 中国残留邦人等に対する支援給付における年金生活者支援給付金の取扱い	(") 47
第 8 年金生活者支援給付金制度開始に伴う支援給付における制度周知スケジュール(案)	(") 48
第 9 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要	(") 49
第10 厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ	(") 50
第11 中国帰国者支援・交流センター一覧	(") 51
第12 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移	(") 52
第13 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）について	(事業課、事業推進室) 53
第14 地域別戦没者遺骨収容概見図	(") 56
第15 平成30年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況	(") 57
第16 平成31年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図	(") 60
第17 都道府県別DNA鑑定結果	(") 61
第18 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）	(") 62
第19 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況について	(") 63
第20 平成31年度援護年金額	(援 護 ・ 業 務 課) 64
第21 都道府県別援護年金受給者数	(") 65
第22 第十回特別弔慰金請求受付・処理状況	(") 66
第23 簡素化案の方向性について	(") 67
第24 第十回特別弔慰金の審査請求の流れ	(") 80
第25 戦傷病者特別援護法対象者数等	(") 82
第26 旧陸海軍関係恩給進達件数	(") 83
第27 援護関係資料の国立公文書館への移管について	(調 査 資 料 室) 85
第28 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表	(中国残留邦人等支援室・調査資料室) 86
第29 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査	(調 査 資 料 室) 87

說 明 資 料

第 1 平成 31 年度社会・援護局援護関係予算案について

	【30 年度予算】	【31 年度予算案】
援護関係予算総額	23, 681 百万円	→ 22, 122 百万円
1 援護年金	8, 878 百万円	→ 7, 251 百万円
	(受給人員 4, 999 人	→ 4, 201 人)
2 遺骨収集事業等の推進	2, 380 百万円	→ 2, 361 百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業 ・滑走路地区の面的調査等	1, 372 百万円	→ 1, 359 百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	719 百万円	→ 755 百万円
ア 現地調査 ・派遣班数の増	266 百万円	→ 301 百万円
イ 遺骨収集 ・派遣班数の増	327 百万円	→ 327 百万円
ウ 法人運営経費	127 百万円	→ 127 百万円
(3) 海外公文書館の資料収集	63 百万円	→ 23 百万円
(4) 遺骨の鑑定	193 百万円	→ 191 百万円
ア DNA 鑑定	156 百万円	→ 156 百万円
イ 人種鑑定	37 百万円	→ 35 百万円
(5) 遺骨・遺留品の伝達	33 百万円	→ 33 百万円
3 戦没者慰霊事業等	572 百万円	→ 586 百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	151 百万円	→ 151 百万円
(2) 慰霊巡拝等	421 百万円	→ 435 百万円
ア 慰霊巡拝	87 百万円	→ 100 百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	54 百万円	→ 54 百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	22 百万円	→ 22 百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	10 百万円	→ 10 百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	12 百万円	→ 12 百万円
エ 慰霊友好親善事業	259 百万円	→ 259 百万円

4 昭和館・しょうけい館事業	<u>6 4 4 百万円 → 6 6 4 百万円</u>
（１）昭和館	4 6 7 百万円 → 4 8 0 百万円
（２）しょうけい館	1 7 7 百万円 → 1 8 4 百万円
5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	<u>2 9 百万円 → 2 4 百万円</u>
（１）証言映像の収録（戦傷病者等）	1 3 百万円 → 8 百万円
（２）戦後世代の語り部の育成等	1 6 百万円 → 1 6 百万円
6 中国残留邦人等の援護等	<u>1 0, 4 2 2 百万円 → 1 0, 4 2 2 百万円</u>
（１）中国残留邦人等に対する支援等	1 0, 2 0 5 百万円 → 1 0, 2 5 1 百万円
ア 支援給付の実施等	1 0, 1 7 8 百万円 → 1 0, 2 1 7 百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	2 6 百万円 → 3 4 百万円
（２）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1 5 8 百万円 → 1 2 2 百万円
（３）戦没者等援護関係資料の移管・整備	6 0 百万円 → 4 8 百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成31年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成31年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月27日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（木）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式を12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集等事業を、南方地域等で14地域、ロシア連邦等で5地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で8地域、ロシア連邦等で4地域を6月下旬～2月中旬に実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議を5月中旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があつた場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会の開催を4月中旬～5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会の開催を11月上旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の取組を行う。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるよう、参列遺族の募集の際には、広く周知を図っていただきたい。

(1) 国費参列遺族の選考について

国費参列遺族については、各都道府県55名の範囲内で、各都道府県が選考を行う。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

なお、昨年に引き続き18歳未満の参列者を代表して、6名の方に式典で献花していただくこととしている。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。)なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

●18歳未満の遺族の献花者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、岩手県、茨城県、岐阜県、滋賀県、香川県、長崎県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

(2) 18 歳未満の遺族の献花補助者の選考について

昨年に引き続き、18 歳未満の遺族の方 14 名に献花補助者として式典に参加していただくこととしている(前日夕方にリハーサルを行う予定。)

献花補助者の参加に必要な所定の旅費は、国費参列遺族に支給する旅費とは別枠で支給することとしている。選考をお願いする都道府県は以下のとおり。

●献花補助者の選考をお願いする都道府県について

47 都道府県を 6 ブロックに分け、毎年度各ブロック内の 2 都道府県(関東及び近畿については 3 都道府県)が、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、北海道、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、三重県、京都府、奈良県、島根県、高知県、佐賀県、宮崎県の各都道府県から正副各 1 名を選考願いたい。

詳細については、3 月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

【今後の主な予定】

3 月上旬・・・18 歳未満の遺族の献花者及び献花補助者の選考依頼通知発出

3 月下旬・・・全体の参列予定人員登録依頼通知発出

5 月上旬・・・都道府県より参列予定人員登録

6 月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7 月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18 歳未満の遺族の献花者(該当県のみ)

③献花補助者(該当県のみ)

の登録

※平成 31 年度の全国戦没者追悼式は、現在のところ式典内容に変更予定はありません。

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
 - ・ 地方巡回特別企画展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。平成31年度は次の地域で開催予定。
○平成31年10月17日（木）～10月27日（日） 福島県福島市で開催予定
○平成31年11月30日（土）～12月15日（日） 長崎県長崎市で開催予定
なお、福島県福島市ではしょうけい館及び平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携して実施する予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）
高校・大学生 150 円、大人 300 円（その他割引制度あり）
※小・中学生、未就学児、身体障害手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方は無料

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方展
平成27年度から都道府県等の協力を得て開催。平成31年度は次の地域で開催予定。
平成31年10月17日（木）～10月27日（日） 福島県福島市で開催予定
なお、福島県福島市では昭和館及び平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携して実施する予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 入館料：無料

＜依頼事項＞

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。
- また、昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

＜戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」育成事業（情報提供）＞

- 戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成 28 年度から昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施している。

（参考）次世代の語り部育成事業の概要

- 昭和館、しょうけい館において概ね 3 年で語り部を育成する予定。
 - ・ 1 年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
 - ・ 2 年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
 - ・ 3 年目：模擬講演の実施など
- 現在、1 期生 26 名（昭和館 11 名、しょうけい館 15 名）、2 期生 17 名（昭和館 8 名、しょうけい館 9 名）、3 期生 15 名（昭和館 9 名、しょうけい館 6 名）を育成中。
- 育成を修了した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や地方展での講演、小中高等学校等での講演などの活動を予定。1 期生は平成 31 年 9 月に育成が修了し、その後に活動を予定。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

I 地域社会での支援の実施等

1 中国残留邦人等の高齢化への対応等

(1)中国残留邦人等の介護に係る環境整備【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている(43頁の参考2参照)。
- 語りかけボランティアの訪問については、今後も引き続き実施範囲を拡げることとしており、「中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の実施に係る協力依頼について」(平成30年4月25日付け社援支発0425第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長あて通知)に基づき、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

<事業実施にあたっての留意事項>

- 「中国残留邦人等語りかけボランティア」は介護事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、現行の自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。

(2) 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

ア 自立支援通訳による支援の充実

- 中国残留邦人等の高齢化により、医療や介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がこれらを利用する際に支障が生じないよう自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

イ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

- 高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成28年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」も設置できるとしたところである。

帰国者の状況を踏まえ、現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

(3) 公営住宅への優先入居

- 中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付け国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい(参考4)。

(4) その他

- 帰国者への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年1回更新しているので、引き続きご協力をお願いしたい。また、帰国者、関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

2 支援・相談員の配置

- 支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村(特別区を含む)に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、平成31年度においても引き続き、中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

3 次世代継承事業

(1) 普及啓発事業

- 地域の方々から中国残留邦人等への理解や支援に協力を得られるよう、中国残留邦人等地域生活支援事業(地域住民に対する広報活動事業)を積極的に活用し、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を深める催し等を開催していただきたい。また、各中国帰国者支援・交流センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象に実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

(2) 証言映像収集・公開事業

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施している。これまでに収録した40名(平成30年度末にはさらに20名追加予定)の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開(YouTube内のMHLWchannelで公開中。“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。)するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っており、地域住民に対する広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。

(3) 戦後世代の語り部育成・講話活動事業

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施している。平成31年度には1期生が研修を修了し、「戦後世代の語り部」として講話活動を開始することから、地域住民に対する広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい(「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は国が負担する予定)。

4 中国残留邦人等二世の就労支援

- (1) 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長あて通知)を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。
- (2) 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、「二世の就労に資する日本語教室」を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。
- (3) 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

(参考)

○中国残留邦人等支援室長通知

「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長あて通知)

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

5 一時金の申請指導等について

- 特定中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているので、ご協力をお願いしたい。

Ⅱ 支援給付及び配偶者支援金の支給

1 平成31年度における支援給付に係る主な留意点

支援給付制度は、制度開始から10年を越え、対象となる支援給付受給者の高齢化が進んでいることから、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように必要な配慮をして、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

なお、平成31年度における主な留意点は下記のとおりである。

(1) 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(要支援)の状態と考えられる者については、要介護(要支援)認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

特に、年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成29年8月1日から施行されたことに伴い、新たに年金の受給資格を得た者の申請手続の支援等が、支援・相談員等の活用により、漏れないよう確実に実施されているか。

(2) 支援給付の基準及び老齢基礎年金の支給額について

- 平成31年度の生活扶助基準の改定については、
 - ① 平成30年10月から3回にわけて段階的に行う見直し(年齢、世帯人員、居住地域別にみたそれぞれの消費実態と基準額のばらつきを是正)の施行2年目分を実施するとともに、
 - ② 2019年10月に実施される消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し、軽減税率が適用されることも踏まえて+1.4%の改定を2019年10月から行うこととしていることから、当該基準を用いている生活支援給付についても、変更(増減額)が予定されている。

○ 老齡基礎年金額の支給額については、「平成30年平均の全国消費者物価指数」を踏まえ、法律の規定により平成30年度から0.1%プラスで改定となる。

国民年金(老齡基礎年金(満額):1人分)

(平成30年度(月額))

(平成31年度(月額))

64,941円

→

65,008円(+67円)

(3) 医療支援給付について

○ 電子レセプトを活用したレセプト点検について

- ・ 電子レセプトのシステムを導入しているものの、活用されていない実施機関については、積極的な活用を指導願いたい。
- ・ 導入していない実施機関については、業者委託による審査の活用を指導するなど、医療支援給付の適正化に協力願いたい。

○ 後発医薬品の使用原則化について

- ・ 支援給付においても昨年10月から、後発医薬品の使用が原則化されている。支援給付受給者に対して、引き続き、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。

(4) 年金関係情報連携の今後のスケジュール

○ マイナンバー制度における日本年金機構との情報連携については、

- ・ 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会・・・

2019年4月移行一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定

- ・ 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会・・・

2019年6月移行一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定となっている。

(5) 年金生活者支援給付金の支給について

- ・ 年金生活者支援給付金制度が、2019 年10 月に施行され、2019 年12 月から支給が開始される予定である。この給付金は、公的年金等の所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等の方に支給されるものであり、年金を受給している生活保護受給者のほとんどが対象になるものと考えられ、支援給付受給者も同様である。
- ・ この給付金の受給に当たっては、日本年金機構への請求手続きが必要になることから、平成29 年の年金受給資格期間の短縮等への対応と同様に、支援給付受給者の利用し得る資産の活用の観点から、実施機関においては、追って示す予定のリーフレットによる周知等を行うとともに収入認定(7割)に遺漏なきようご留意いただきたい。

2 配偶者支援金について

(1) 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額)を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

(2) 平成31年度の配偶者支援金の支給額について

平成31年度の老齢基礎年金の支給額が引き上げになることに伴い、平成31年度の配偶者支援金の支給額については、(43,338円)となる。

(平成30年度(月額))		(平成31年度(月額))
43, 294円	→	43, 338円(+44円)

Ⅲ 支援給付等施行事務

1 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成31年度における監査について

- 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている(実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成31年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取扱い

- ・ 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- ・ 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- ・ 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- ・ 親族訪問や墓参等を目的とした2か月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など

(2) 監査実施上留意すべき点について

- 平成30年度に厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況をとりまとめ、追って、示したいと考えているが、以下の事項が多く見受けられた。
 - ① 1年(12か月)を超えて長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例
 - ② 継続した通院治療について、6か月ごとに医療要否意見書等により継続の要否の検討がされていない事例

- ③ 住宅支援給付の認定にあたり、賃貸借契約書等の挙証資料を徴取・確認していない事例
- ④ 世帯全員の収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されておらず、また、収入認定が適切に行われていない事例

○ 平成31年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

- ① 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも支援給付開始後の家庭訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は1年(12か月)以内に1回以上行うこと。
- ② 継続した通院医療について、給付の必要性を確認する上で必要なことから、医療要否意見書を徴取するなど、継続した治療の必要性を検討すること。
- ③ 住宅支援給付の認定にあたっては、賃貸借契約書等の挙証資料を徴取・確認の上、所要の措置を講じること。
- ④ 収入認定について、世帯全員の収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しないこと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うこと。
- ⑤ 課税状況調査について、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないようにすること。

2 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成31年度における監査計画等

ア 実地監査

- 平成31年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

イ 書面監査

- 平成31年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付等施行事務監査資料

- 支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成31年4月5日提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した平成30年度監査結果報告：平成31年7月末提出
- 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象は決定次第連絡する。

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）により平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組むとともに、その情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。

また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効果的に遺骨収集を推進している。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

平成31年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

<南方地域等での遺骨収集>

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島）、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

計 14 地域

<旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集等>

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④ザバイカル地方、⑤ブリヤート共和国

計 5 地域

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成 31 年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ソロモン諸島（ガダルカナル島・ニュージョージア島等）、④マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島）、⑤アッツ島、⑥インド、⑦中国、⑧硫黄島の 8 地域で実施を計画している。

◎硫黄島での慰霊巡拝事業

平成 23 年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数 2 回、延べ 200 人程度の実施体制を組んでおり、平成 31 年度も継続して実施することとしている。

(2) 旧ソ連地域等での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の抑留中死亡者の遺族を対象者として各地方・州ごとに実施しており、平成 31 年度は、抑留地域である 4 地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④モンゴル）で実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等を平成 31 年 1 月 23 日付け事務連絡でお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成30年1月末までに、関係遺族約12,900人にお知らせを送付し、約3,400人から申請があった。鑑定の結果、1,136柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に伝達している。

平成30年度に収容した遺骨については、平成30年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

また、戦後70年を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討してきた。平成28年度は、その実効可能性の検証のため、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域の検体について、遺族への呼びかけと鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度からは、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、その地域の戦没者の遺族と思われる方からのDNA鑑定の申請を各都道府県ご協力のもと公募し、平成29年7月から受付を開始した。申請のあった遺族については、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合にはDNA鑑定を実施し、鑑定結果が判明した遺族に結果を通知（平成30年12月4日に開催した「DNA鑑定人会議」での審議の結果、286件のご遺族について血縁関係を有するご遺骨は特定できないとの結論に至り、その旨を遺族に通知）した。

南方等戦闘地域でのDNA鑑定に対する今後の対応については、この結果を踏まえ平成30年度末までを目途に検討することとしている。

(2) DNA鑑定の対象となる遺骨の歯から四肢骨への拡大

これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施し、関連情報と併せて遺族を特定してきた。しかしながら、遺骨収集において歯を採取できるケースが限られていることや、諸外国の鑑定の実施

状況等から、「DNA鑑定の対象を四肢骨に拡大すべき」との意見が寄せられたため、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、平成29年4月から遺族を特定するためのDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体とすることとした。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

厚生労働省では、平成 28 年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危機がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1／2（上限 25 万円））を行っている。

平成 30 年 10 月 19 日付社援事第 1019 号第 1 号で各都道府県に調査依頼した「国内民間建立慰霊碑の状況調査」及びアンケートについて御協力いただき感謝申し上げます。（参考資料第 17「国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況」参照）

平成 30 年度においては、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や、当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の 1／2（上限 25 万円）を補助していたが、平成 31 年度においては、自治体により実施しやすい事業となるよう、例えば管理者が高齢化し事実上管理できない場合にも補助を行うとともに、1／2 補助の上限額を 25 万円から 50 万円に引き上げる予定である。

平成 31 年度における補助金の交付要綱（案）及び実施要綱（案）は別添のとおりであるので、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

また、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に引き続き努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の発出（適用日は 4 月 1 日）
- 6 月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 8 月下旬メド 厚生労働省から内示通知書を発出
- 10 月上旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 11 月中旬メド 厚生労働省から交付決定通知書を発出

（これまでの実施例）

- 小学校敷地奥に建立されていたが、市町村合併により小学校が廃校となった。
その後、小学校跡地及び慰霊碑の敷地を個人が取得したため、立ち入りが困難と

なり、慰霊碑が荒廃してしまった。今般、土地の所有者より慰霊碑の撤去要請があったことから、公有地に移設を行った。

- 公園内の建立者不明の元忠霊塔に安置されていた位牌を、市遺族会が引き取り、市民墓地内に移し、有志とともに慰霊碑を建立した。直接の建立者が不明であり、慰霊碑が傾いており、倒壊の危険があることから、撤去（埋設）した。
- 小学校敷地内に建立され、建立者は確認できるが、現在において建立者は存在しない。慰霊碑は3メートルを超える高さのうえ、土台にひびが入る等による経年劣化が激しく小学生に危険が及ぶ可能性があったため、撤去（埋設）した。

(別添)

平成31年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱(案)

(通則)

- 1 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、民間団体等が国内に建立した戦没者慰霊碑であって、管理状況等が不良な慰霊碑の移設等に係る経費の一部を補助することにより戦没者慰霊や住民の安全確保に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成28年9月27日社援発0927第11号社会・援護局長通知の別紙「国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に次の表の第4欄に定める補助率を乗じて得られた額を交付額とする。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
国内民間 建立慰霊 碑移設等 事業	1,000,000円以内で厚生労働大臣が必要と認めた額 × 慰霊碑の基数	都道府県又は市町村が行う国内民間 建立慰霊碑移設等事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、損害保険料、手数料)、使用料及び賃借料、工事請負費、委託料	1 / 2

(補助金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事は、別紙様式第2に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (2) 市町村長は、別紙様式第3に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- また、都道府県知事は、市町村の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式第2に添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(2)による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、7の(1)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4又は別紙様式第5により速やかに交付決定の内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度年4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市町村長は、別紙様式第7に係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市町村の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度年4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対して、別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱（案）

厚生労働省社会・援護局事業課

平成28年9月21日制定

平成31年〇月〇日一部改正

1 目的

国内にある民間団体等が建立した戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）については、建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が自ら維持管理を行うことが基本であるが、建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくない。

このため、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこれら管理状況不良の慰霊碑の移設又は埋設等（以下「移設等」という。）の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 事業内容

建立者等が不明（又はそれに準ずる状態）である、管理状況が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行ったうえで、移設等を行う。

4 留意事項

（1）補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明又はそれに準ずる状態（建立者等は明らかであるが高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合）であって、管理状況が不良（倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑を基本とする。

（2）慰霊碑の移設等

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行う。

- ① 移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ② 埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

5 補助金交付の対象経費

- (1) 移設を行う際の、撤去費用、運搬費用等、移設に要した経費。
- (2) 埋設等を行う際の、撤去費用、埋設費用、処分費用等、埋設等に要した経費。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き簡素化について

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した。なお、当該改正法案には附帯決議が附されており、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続きの簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。」とされている。

特別弔慰金の請求期間は3年間であり、戦後70周年の特別弔慰金については、平成27年4月1日から平成30年4月2日までで終了したところであるが、次回の特別弔慰金は、2020年4月1日から受付開始予定となっている。

(2) 請求手続き簡素化について

次回の特別弔慰金の請求について、請求者（遺族）の立場から考えて、どういった点で簡素化ができるか検討するため、都道府県及び市区町村の特別弔慰金等担当者から現行の事務処理の問題点やその改善案などに関する意見を聴取したうえで、平成30年2月、各都道府県担当者との意見交換会（※30都道府県が参加）を行った。

同意見交換会での様々なご意見の内容を検討し、別添資料のとおり現時点における検討の方向性（案）をまとめたところ。

なお、同意見交換会での意見や交わされた議論の内容を通じて、各都道府県によって考え方に相当な違いが見られること、また請求書類の受付を担当する市区町村と、審査裁定を担当する都道府県の間でも意見が異なっていることが分かった。そのため、請求手続き簡素化について、全てのご意見を反映した案とすることは困難であることはご理解いただきたい。

(3) 特別弔慰金の請求後に請求者が死亡した場合の対応について

特別弔慰金の請求後、裁定通知書交付前に請求者が死亡した場合の対応について、個別の審査請求事案に係る行政不服審査会の答申の内容を踏まえ、検討しているところ。詳細は追ってお知らせさせていただく。

第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧陸海軍関係の恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、請求者が高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。
- 旧陸海軍関係で恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。
- 恩給の相談を受けた際は、陸・海軍の別にかかわらず、都道府県において、相談者から「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課あて送付願いたい。送付された「履歴申立書」について在職年計算等を行い、その結果を都道府県に回答する。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給担当に照会願いたい。
- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第 11 援護システムの運用等について

1 援護システム更改について

- 平成 30 年度（2018 年度）から平成 31 年度（2019 年度）にかけて、現行の援護システムで使用しているマイクロソフト社の OS のセキュリティサポート終了に伴う援護システムの更改を行い、平成 32 年（2020 年）1 月に新システムのリリースを行う。援護システムの更改に伴い、各都道府県には、新機器の調達を依頼することとなる。なお、新機器の仕様等については、平成 30 年（2018 年）11 月にお知らせしているので、遅滞なく調達手続を進められるようお願いしたい。

2 援護システムにおける個人情報（個人番号含む）の取扱いについて

- 援護システムは、
 - ・ これまで、各種特別給付金及び特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で、都道府県相互に閲覧できる個人情報の範囲を拡大してきていること、
 - ・ 平成 28 年（2016 年）1 月から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号を取り扱うシステムとなっていること、から、各都道府県におかれては、個人情報保護に関する法令、援護システム運用管理規程等を遵守し、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するようお願いしたい。

3 援護システム利用者のアクセス権限の申請について

- 援護システムでは、なりすまし防止や不要となったアクセス権限を定期的に削除し、主体認証情報の管理を徹底する観点から、毎年度、新たなアクセス権限付与の申請を必要としている。「平成 31 年度（2019 年度）アクセス権限付与申請」については、3 月下旬に援護システム担当者宛に案内するので、平成 31 年度（2019 年度）における援護システム利用者及び利用者の利用状況に応じた権限項目を各都道府県において精査の上、3 月中に厚生労働省まで申請をお願いしたい。

4 援護システムにおける改元改修について

- 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に新元号が公表される予定であり、援護システムにおいては改元に係る改修を進めているところである。改元に係るリリースは 4 月中旬を予定しており、各都道府県において発生する作業はないものの、国債サブシステムにおける裁定確定処理期間がリリース後に限定される等、一定の留意事項があるため、詳細はリリース時期が近づいた際に援護システム担当者宛に連絡するので、御了知願いたい。

第 12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、請求者が高齢者であることに配慮し、可及的速やかな事務処理をお願いしたい。
- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明依頼について、都道府県に照会があった場合には、「最寄りの年金事務所」宛てに申請手続きをするようご案内をお願いしたい。
- なお、例年実施している「援護関係施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、履歴証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的なご出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する際には「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和 53 年 3 月改刷）71～73 頁を参照いただき、対象者の履歴申立書及び都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼するようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるようご案内をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第 10 旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県の履歴証明等事務に必要な旧軍から引き継いだ人事関係資料等は歴史的価値のある公文書であることから、各自治体におかれては、それぞれの条例等法規に照らし、適切な保管、管理に努めていただきたい。

第 13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

平成 30 年度は、新たにシベリア・モンゴル地域 152 人（※）、その他地域 2 人（※）、合計 154 人（※）の個人を特定している。（※平成 31 年 1 月末現在）

厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表するとともに、各都道府県に対し関係御遺族の現住所調査等についてご協力をお願いしている。

御遺族の高齢化を踏まえ速やかな対応が必要であるため、各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付についてご協力をお願いしたい。

なお、抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約 47 万人分、モンゴル政府より約 1 万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその御遺族が希望する場合には、当該資料を提供している。各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう御案内をお願いしたい。

<照合調査による個人の特定状況（平成 31 年 1 月末現在）>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注 1）	約 4 万人（注 2）

（注 1）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計

（注 2）この他にその他地域（興南、大連、樺太等）で約 1 千人の個人を特定